

美郷町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 秋田県 美郷町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 : 令和 8 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和61年11月1日供用開始 (供用開始後 39年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用 (令和8年度から適用予定)
処理区域内人口密度	12.6人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	5処理区		
処 理 場 数	5箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和元年度に1処理区を公共に接続して広域化を図った。他の処理区は地理的に広域化が困難であるため、事務等の共同化で費用の削減を図りたい。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系は、右表に示すとおりである。 対象とする経費は、維持管理費と一部資本費としている。	【税込み】	
		メーター使用料	13mm 110円 20mm 176円 25mm 198円 30mm 308円 40mm 374円 50mm 715円 75mm 880円 基本料金 5m3まで 550円 超過料金 1m3あたり 143円
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料体系は、設定されていない。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他の使用料体系は、設定されていない。		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 2,871円 令和5年度 2,871円 令和6年度 2,871円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 2,720円 令和5年度 2,745円 令和6年度 2,778円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人 損益勘定所属職員(その他・総務管理部門)
事業運営組織	建設課上下水道班で所管されている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の維持管理など、委託を活用して効率的な管理を実施している。
	イ 指定管理者制度	事業規模が小さいため、指定管理に不向きである。
	ウ PPP・PFI	事業規模が小さいため、PPP・PFIに不向きである。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	事業規模が小さいため、エネルギー活用は経済的に不利である。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地等が無いため活用できる資産は無い。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

<p>【①収益的収支比率】 総収益の内訳としては約51,361千円の料金収入と約78,343千円の一般会計からの繰入金とが柱となっており、一般会計繰入金に大きく依存している収益構造となっている。なお、比率が例年63.66～70.57%で推移しているが、これは起債の償還金の返済が大きいためであり、100%に満たない分を資本費平準化債で賄っている。</p> <p>【④企業債残高対事業規模比率】 当該値は平均値と比較して、起債償還のピークが過ぎたことにより年々減少している。 状況を把握・予測することにより、現世代と将来世代の負担割合の適切性を検証し、将来世代への負担が高まっている可能性がある場合は、今後の起債割合や使用料の見直しを要する。</p> <p>【⑤経費回収率】 平均値近くで推移しているが、100%を割り込んでいる。使用料以外の収入で経費が賄われているため、引き続き経営改善を図っていく。</p> <p>【⑥汚水処理原価】 当該値は平均値と比較して低い状態で推移しているが、引き続き汚水処理原価を抑えていく。</p> <p>【⑦施設利用率】 令和5年度に飯詰地区農業集落排水施設の流域下水道接続工事を実施した。施設利用率は平均値付近で推移しているが、平成27年度に策定した生活排水処理施設整備構想を基に施設の耐用年数等を踏まえ、飯詰地区以外の地区についても施設の更新・統合を今後行っていく。</p> <p>【⑧水洗化率】 区域内の住民の水洗化に対する意識が高く、施設の設置当初からの加入者が多かったことと、区域内に新築される住居が増えていることにより、当該値は平均値に比べ高い。</p>

経営比較分析表（令和5年度決算）

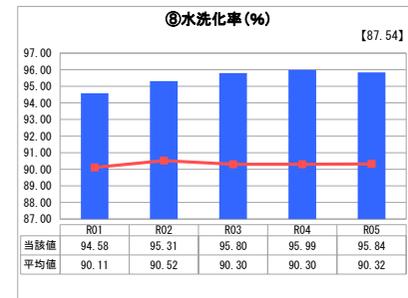
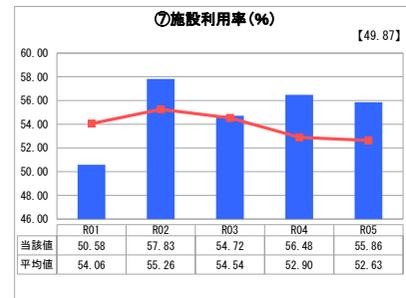
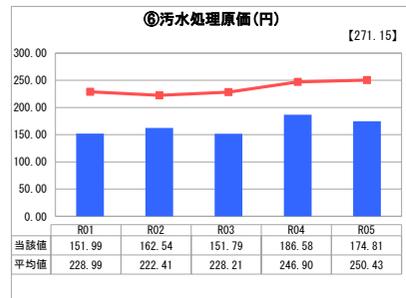
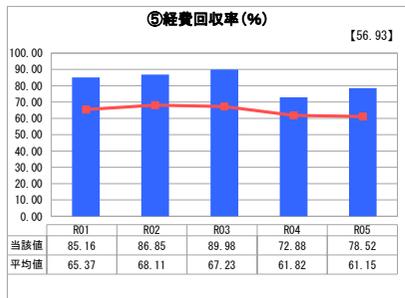
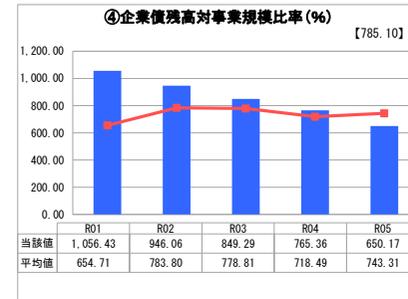
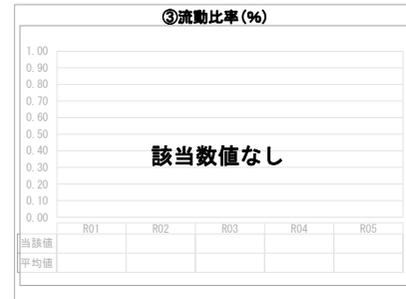
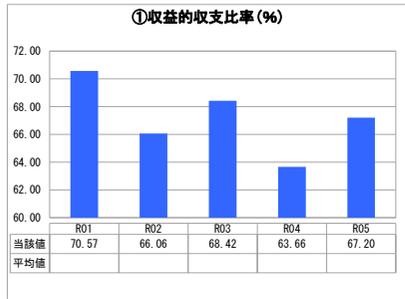
秋田県 美郷町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	21.50	95.13	2,695

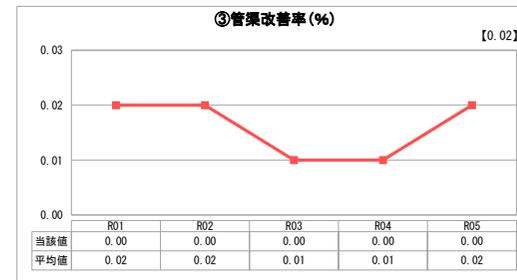
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
17,831	168.32	105.94
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,794	3.02	1,256.29

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
[] 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

【①収益的収支比率】
総収益の内訳としては約51,361千円の料金収入と約78,343千円の一般会計からの繰入金が生じており、一般会計繰入金に大きく依存している収益構造となっている。なお、比率が例年63.66～70.57%で推移しているが、これは起債の償還金の返済が大きいためであり、100%に満たない分を資本費平準化債で賄っている。

【④企業債残高対事業規模比率】
当該値は平均値と比較して、起債償還のピークが過ぎたことにより年々減少している。
状況を把握・予測することにより、現世代と将来世代の負担割合の適切性を検証し、将来世代への負担が高まっている可能性がある場合は、今後の起債割合や使用料の見直しを要する。

【⑤経費回収率】
平均値近くで推移しているが、100%を割り込んでいる。使用料以外の収入で経費が賸われているため、引き続き経営改善を図っていく。

【⑥汚水処理原価】
当該値は平均値と比較して低い状態で推移しているが、引き続き汚水処理原価を抑えていく。

【⑦施設利用率】
令和5年度に飯詰地区農業集落排水施設の流域下水道接続工事を実施した。
施設利用率は平均値付近で推移しているが、平成27年度に策定した生活排水処理施設整備構想を基に施設の耐用年数等を踏まえ、飯詰地区以外の地区についても施設の更新・統合を今後行っていく。

【⑧水洗化率】
区域内の住民の水洗化に対する意識が高く、施設の設置当初からの加入者が多かったことと、区域内に新築される住戸が増えていることにより、当該値は平均値に比べ高い。

2. 老朽化の状況について

【③管渠改善率】
施工から30年以上経過している管路の経年劣化の状況や更新等に備え、必要な財源確保に努めるとともに、経営に与える影響を踏まえた分析を行い、平成27年度に策定した生活排水処理施設整備構想を基に必要に応じて投資計画等の検討が必要である。

全体総括

経常利益が赤字で収益的収支比率も100%を割り込んでいる。経営規模に比べて起債の規模が大きくなる元金及び利息の支払いが損益計算書上の収益圧迫要因となっている。そのため、今後も必要経費の見直しが必要である。
また、令和5年度に飯詰地区農業集落排水施設の流域下水道接続工事を実施したが、施設利用率を上げるために、平成27年度に策定した生活排水処理施設整備構想を基に施設の耐用年数等を踏まえ、他の地区についても施設の更新・統合を行っていく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測は、国立社会保障・人口問題研究所の令和5(2023)年推計値である行政人口を基に、現状の区域内人口比率で配分した。

(2) 有収水量の予測

有収水量の予測は、水洗化人口の予測に現状の1人当たり年間有収水量を乗じて算出した。

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、人口減少に応じた使用料収入を設定した。
なお、地方公営企業法を適用開始予定であり、法適用後の経営状況を注視しつつ使用料改定の検討を随時行うこととする。

(4) 施設の見通し

将来、処理施設の機械設備で更新が発生すると思われる。地方公営企業法適用開始に向けて、固定資産の調査・評価の作業を実施しており、法適用後の見直しでは、その結果を踏まえて改築更新事業を見込むものとする。

(5) 組織の見通し

組織については、将来についても現状と同様の体制で管理運営する方針である。
なお、令和8年度から地方公営企業法を適用開始予定のため、地方公営企業法を適用した後の体制については検討の中で他の公営企業との連携等を含めて効率的な組織体制とする方針である。

3. 経営の基本方針

経営の基本方針は、将来に渡り事業を継続するため、下水道事業の経営基盤を強化を図るものとする。
なお、本計画期間中には、地方公営企業法を適用開始予定のため、これらを踏まえて適宜見直しを実施する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	新規整備は概成している。今後は、老朽化施設の改築更新への対応が必要となる見込み。
-----	--

- ・投資は、概成していることから、過去5か年の投資額平均を見込んでいる。
- ・広域化・共同化・最適化は、一丈木処理場と本堂処理場の統合について検討中であるが、方針が定まっていないため現時点で投資額は見込んでいない。
- ・民間の活力の活用は、本町単体では業務量が小さいため見込まない。計画期間中に、W-PPP等について検討する予定である。
- ・防災・安全対策は、管路施設は概ね塩ビ管であることから耐震性能を有しているものと考えられるため見込まない。
- ・その他は、過去5か年と同程度見込んだ。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	基本的には独立採算を目指すのが、使用料の負担が過大とならないように基準外繰入も考慮する。 資本費平準化債は、現時点では利率が低いいため、発行可能額を借入ることとし、繰入金を減少させ一般会計の負担を軽減する。
-----	--

- ・財源の目標は、繰入金に依存しない下水道事業経営を目指すものの、受益者負担が過大とならないように考慮した。
- ・使用料収入は人口減少を考慮して設定した。使用料改定については、地方公営企業法を適用開始予定であるため、法適用後の経営状況を注視しつつ使用料改定の検討を随時行うこととする。
- ・企業債は、建設改良費に係る分については充当可能な金額を、資本費平準化債は発行可能額を借り入れる。
- ・繰入金は、基準内繰入に加えて、使用料が過大とならないように基準外繰入を見込んでいるが、将来は企業債償還金の減少もあり、現状の5割程度になる見込みである。
- ・資産の有効活用については、活用可能な資産を有していないため見込んでいない。
- ・その他については、過去5か年と同程度の約200千円を見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 収支計画のうち、投資以外の経費は以下の考え方で見込んでいる。
なお、W-PPP、広域化・共同化を検討していく予定であり、現時点で費用を見込むことは困難であるため、今後適切な時期に見直しを実施するものとした。
- ・民間の活力の活用については、処理場を有していないため、過去5か年と同程度の費用を見込んだ。
 - ・職員給与費は、現時点でも担当職員1人で対応している状況にあり、過去5か年と同程度の費用を見込んだ。
 - ・動力費は、動力を要する大きな施設を有していないため、過去5か年と同程度の費用を見込んだ。
 - ・薬品費は、使用する見込みが無いため、見込んでいない。
 - ・修繕費は、本町の資産は概ね管路施設であり、計画期間中に耐用年数を超える施設がないことやストックマネジメント計画未策定のため、過去5か年と同程度の費用を見込んだ。
 - ・委託費は、概成しているため、過去5か年と同程度の費用を見込んだ。
 - ・その他は、過去5か年と同程度の費用を見込んだ。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	一丈木処理場と本堂処理場の統合について検討中であるが、方針が定まっていないため現時点で投資額は見込んでいない。
投資の平準化に関する事項	新規整備は概成している。 今後は、老朽化が進んでいる処理施設の改築更新を見込んでいる。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	本町の農業集落排水事業のみでは、業務量が少なく民間活力の活用に際して適さないことが想定される。 そのため、秋田県や周辺市町村と連携し、広域・共同化施策での活用を見据える。
その他の取組	令和8年度の地方公営企業法の適用開始を予定している。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料については、現状の使用料体系で検討した。 なお、令和8年度に地方公営企業法を適用開始する予定であり、法適用後の経営状況を注視しつつ使用料改定の検討を随時行うこととする。
資産活用による収入増加の取組について	活用可能な土地などの資産を有していないため、収入増加は見込めない。 今後、本町の水量等に見合う水力発電や熱エネルギー回収などの技術が開発されれば検討を見据える。
その他の取組	一般会計からの繰入金については、財政部局と協議して適切な繰入を実施する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	本町の農業集落排水事業のみでは、業務量が少なく民間活力の活用に際して適さないことが想定される。 そのため、秋田県や周辺市町村と連携し、広域・共同化施策での活用を見据える。
職員給与費に関する事項	将来も現状と同様の体制を見込んでいるため、職員給与費についても現状と同様に見込んでいる。
動力費に関する事項	将来も現状と同様の施設を見込んでいるため、現状と同様に見込んでいる。
薬品費に関する事項	将来も現状と同様の施設を見込んでいるため、現状と同様に見込んでいる。 将来は、周辺自治体との共同化等の一括購入などで削減を検討していきたい。
修繕費に関する事項	計画期間中に大きな修繕費が発生することは想定しない。
委託費に関する事項	事業運営上に必要な設計・計画の委託を見込んでいる。
その他の取組	地方公営企業法の適用後に再精査を図るものとする。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	原則、5年に1回の見直しを実施する。 なお、毎年度モニタリングを実施し、計画値と実績値に大きな乖離が見られた場合は、原因を確認して必要に応じて計画の見直しを実施する。 そのほか、経営に係る大きな変化が生じたときは速やかに見直しを実施する。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %):千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
			(決算)	(決算)										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	116,398	119,751	125,802	124,871	122,958	123,063	118,185	116,324	115,480	114,652	113,840	111,044	
		(1) 営 業 収 益 (B)	51,895	49,751	48,802	47,871	46,958	46,063	45,185	44,324	43,480	42,652	41,840	41,044
		ア 料 金 収 入	51,361	49,251	48,302	47,371	46,458	45,563	44,685	43,824	42,980	42,152	41,340	40,544
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	534	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
		(2) 営 業 外 収 益	64,503	70,000	77,000	77,000	76,000	77,000	73,000	72,000	72,000	72,000	72,000	70,000
		ア 他 会 計 繰 入 金	64,503	70,000	77,000	77,000	76,000	77,000	73,000	72,000	72,000	72,000	72,000	70,000
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2 総 費 用 (D)	72,537	76,722	77,110	76,321	75,639	75,169	74,964	74,863	74,782	74,693	74,608	74,254	
		(1) 営 業 費 用	65,533	65,800	65,800	65,800	65,800	65,800	65,800	65,800	65,800	65,800	65,800	65,800
		ア 職 員 給 与 費	5,930	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
		うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	59,603	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
		(2) 営 業 外 費 用	7,004	10,922	11,310	10,521	9,839	9,369	9,164	9,063	8,982	8,893	8,808	8,454
ア 支 払 利 息		7,004	6,122	6,510	5,721	5,039	4,569	4,364	4,263	4,182	4,093	4,008	3,654	
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	0	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	43,861	43,029	48,692	48,550	47,319	47,894	43,221	41,461	40,698	39,959	39,232	36,790		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	56,240	70,900	59,900	50,900	41,900	26,100	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	
		(1) 地 方 債	42,400	41,700	30,700	21,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700	
		うち 資 本 費 平 準 化 債	42,400	27,000	16,000	7,000	0	0	0	0	0	0	0	
		(2) 他 会 計 補 助 金	13,840	20,900	20,900	20,900	18,900	3,100	0	0	0	0	0	
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	100,687	113,561	108,319	98,664	88,910	73,304	65,921	64,249	63,507	62,679	61,494	59,122	
		(1) 建 設 改 良 費	0	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	
		うち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	100,687	90,561	85,319	75,664	65,910	50,304	42,921	41,249	40,507	39,679	38,494	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 44,447	△ 42,661	△ 48,419	△ 47,764	△ 47,010	△ 47,204	△ 42,921	△ 41,249	△ 40,507	△ 39,679	△ 38,494	△ 36,122		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %):千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 585	367	272	785	309	690	300	211	190	280	738	668
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	5,063											
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,478	367	272	785	309	690	300	211	190	280	738	668
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	4,478	367	272	785	309	690	300	211	190	280	738	668
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	67	72	77	82	87	98	100	100	100	100	101	101
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	51,895	49,751	48,802	47,871	46,958	46,063	45,185	44,324	43,480	42,652	41,840	41,044
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 債 残 高 (X)	637,404	588,543	533,923	479,959	428,749	393,145	364,924	338,375	312,567	287,588	263,795	242,373

原価計算表

供用開始年月日 平成10年 4月 1日
 処理区域内人口 3,567人
 計算期間 自 R6年4月至 R16年3月
 (10年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円	千円	千円	千円
	51,361	45,193		45,193
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	534	500		500
合 計	51,895	45,693	0	45,693

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
管渠費	千円	千円	千円	千円
人件費 給料	0	0	0	0
人件費 諸手当	0	0	0	0
人件費 福利費	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0
材料費	0	0	0	0
路面復旧費	0	0	0	0
委託料	0	0	0	0
その他	596	543	0	543
小計	596	543	0	543
ポンプ場費				
人件費 給料	0	0	0	0
人件費 諸手当	0	0	0	0
人件費 福利費	0	0	0	0
動力費	3,776	3,441	0	3,441
修繕費	13,951	12,715	0	12,715
材料費	0	0	0	0
薬品費	0	0	0	0
委託料	6,819	6,215	0	6,215
その他	67	61	0	61
小計	24,613	22,432	0	22,432
処理場費				
人件費 給料	0	0	0	0
人件費 諸手当	0	0	0	0
人件費 福利費	0	0	0	0
動力費	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0
材料費	0	0	0	0
薬品費	0	0	0	0
委託料	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
一般管理費				
人件費 給料	5,950	5,800	409	5,391
人件費 諸手当	0	0	0	0
人件費 福利費	0	0	0	0
流域下水道管理運営費負担金	40,623	37,025	0	37,025
委託料	0	0	0	0
その他	25,268	4,800	0	4,800
小計	71,841	47,625	409	47,216
資本費				
支払利息	13,745	4,887	4,709	178
減価償却費	65,443	57,061	57,061	0
企業債取扱諸費	0	0	0	0

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
小 計	79,188	61,948	61,770	178
合 計 (Y)	176,238	132,548	62,179	70,369

資 産 維 持 費 (Z)	0
使用料対象経費(Y) + (Z)	70,369

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.64

<使用料水準についての説明>

計画期間の平均経費回収率が約64%となっている。将来は企業償還金が減少するため、現状より経費回収率が向上する見込みである。
令和8年度からの地方公営企業法の適用を目指しており、企業会計方式による適正な使用料について法適用後に検討を行う予定としている。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。